

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：福岡県なぎなた連盟]

[記載日：令和6年3月22日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

| 項目 | 対応状況 |
|--|------|
| 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 | |
| (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) | |
| (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ・ 団体としての権利義務関係を明確化するため、規約を定め次の通り遵守している。 ・ 多数決の原理で物事を決定している。 ・ 団体の構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させることができる。 ・ 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。 | A |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 地方公共団体が定める条例や施設の使用に関する規則等を遵守し、事業運営を行っている。 | A |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員が団体の構成員に対して、定期的に決算や事業報告等を行っている。 | A |
| 原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) | B |

| | |
|---|---|
| 現時点では策定しているため、令和7年度までに公表する。 | |
| 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 | |
| (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | A |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 年に1回、役員、スタッフを対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為防止のためのコンプライアンス研修を行っている。(令和6年2月18日に実施済み) | |
| (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | B |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 指導者研修会において、暴力行為の根絶等に向けた研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図っている。今後、競技者に対するコンプライアンス研修を予定している。 | |
| 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 | |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 | A |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団体の会計処理が適切に行われるよう、団体の規約に必要な事項を定めている。 | |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。 | A |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 県から補助金を受ける際は、県が定める当該補助金に関する実施要項等を遵守している。 | |

| | |
|---|---|
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | A |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団体の規約に基づき、監事による監査を行うとともに、総会において前年度の会計に関する計算書類の承認を受けている。 | |
| 原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。 | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | B |
| (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 現時点では団体のホームページに役員体制は記載済みである。会計処理に関する情 | |

| | |
|--|---|
| 報を閲覧できるように、広報活動の公開に取り組む予定である。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | B |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 令和7年度までに現在のホームページを刷新し、地域住民に対する広報活動を一層推進し、当該活動においてスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況（セルフチェックシートの記入内容）を公開する。 | |
| 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。 | |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述) | |
| 原則 ■ について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |
| 原則 ■ について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |

| | |
|-------------------------|--|
| 原則 ■ について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |
| 原則 ■ について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |